

社団法人日本社会福祉教育学校連盟

定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、社団法人日本社会福祉教育学校連盟という。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を東京都新宿区三栄町8番地森山ビルに置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、社会福祉学の教育等の質的向上を図るとともに、社会福祉学に関する学術研究を推進し、もってわが国の社会福祉教育の啓蒙・普及に貢献することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために次の各号に定める事業を行う。

- (1) 学校教育・生涯教育等における社会福祉教育の啓蒙・普及活動
- (2) 社会福祉学の教育・研究に関する国際学術交流及び支援
- (3) 社会福祉学の教育・研究における質的水準向上の促進
- (4) 社会福祉学の教育・研究に関する調査・研究
- (5) 社会福祉学の教育・研究に関する資料収集及び公開・提供
- (6) 前各号の他、本連盟の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(種別)

第5条 この法人の会員は次の4種とする。

- (1) 正会員 本連盟の目的に賛同して入会した、社会福祉学に関する学術研究及び指導者・教育者の育成に携わる高等教育機関又は本連盟がこれに準ずると認めるもの
- (2) 準会員 本連盟の目的に賛同して入会した、主として社会福祉学に関する実践教育に携わる学校及び団体並びに個人又は本連盟がこれに準ずると認めるもの
- (3) 賛助会員 本連盟の事業を賛助するために入会した、学校及び団体並びに個人

(4) 名誉会員 本連盟に対し特に功労のあったもののうちから、総会の決議をもって推薦するもの

(入会)

第6条 正会員になろうとするものは正会員2名以上、準会員又は賛助会員になろうとするものは正会員1名以上の推薦を得た上で、入会申込書及び関係書類を会長に提出し、別に定める入会審査基準により理事会の承認を受けなければならない。

(入会金及び会費)

第7条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納めなければならない。

2 特別の必要があるときは、理事会の議決を経て、臨時会費を徴収することができる。

(資格の喪失)

第8条 会員は、次の事由のいずれかに該当するときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 正会員または準会員が社会福祉学に関する学科等を設置しなくなったとき。
- (3) 法人である会員が解散したとき。
- (4) 除名されたとき。
- (5) 個人である会員が死亡または失踪宣告を受けたとき。

(退会)

第9条 会員が退会するときは、理由を付して退会届を会長に提出しなければならない。

(除名)

第10条 会員が、次の各号のいずれかに該当するときは、理事現在数及び正会員現在数の各々の4分の3の議決を経て、会長が除名することができる。ただし、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この法人の名誉を傷つけ、又はこの法人の目的に違反する行為があったとき。
- (2) この法人の会員としての義務に違反したとき。
- (3) 正当な理由なく会費を1年以上滞納したとき。

(抛出金品の不返還)

第11条 既納の入会金、会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第4章 役員

(役員)

第12条 この法人に次の役員を置く

- (1) 理事10名以上14名以内(うち、会長1名、副会長4名以内、並びに常務

理事1名)

(2) 監事 2名

(役員を選任)

第13条 理事及び監事は、総会で選任し、理事は、互選で会長、副会長及び常務理事を定める。

- 2 特定の理事とその親族その他特別な関係にある者の合計数は、理事現在数の3分の1を超えてはならない。
- 3 理事及び監事は、相互に兼ねることはできない。

(理事の職務)

第14条 会長は、この法人の業務を総理し、この法人を代表する。

- 2 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名した順序により副会長がその職務を代理し、又はその職務を行う。
- 3 常務理事は 会長を補佐し、理事会の議決に基づき、日常の事務に従事し、総会の議決した事項を処理する。
- 4 理事は 理事会を組織し、この定款に定めるもののほか、この法人の総会の権限に属する事項以外の事項を議決し、執行する。

(監事の職務)

第15条 監事は、この法人の業務及び財産に関し次の各号に規定する職務を行う。

- (1) 法人の財産の状況を監査すること。
- (2) 理事の業務執行の状況を監査すること。
- (3) 財産の状況又は業務の執行について不整の事実を発見したときは、これを理事会、総会又は文部科学大臣に報告すること。
- (4) 前号の報告をするために必要があるときは、理事会又は総会を招集すること。

(役員任期)

第16条 この法人の役員任期は、2年とし、再任を妨げない。

- 2 補欠又は新たに選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 3 役員は、その任期満了後でも後任者が就任するまでは、なおその職務を行う。

(役員解任)

第17条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、理事現在数及び正会員現在数の各々の4分の3以上の議決により、会長がこれを解任することができる。ただし、その役員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えられないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない行為があると認められるとき。

(役員報酬)

第18条 役員は、無給とする。

第5章 会議

(理事会の招集等)

第19条 理事会は毎年2回会長が招集する。ただし、会長が必要と認めたとき、又は理事現在数の3分の1以上から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求されたときは、会長はその請求があった日から30日以内に臨時理事会を招集しなければならない。

2 理事会の議長は、会長とする。

(理事会の定足数等)

第20条 理事会は理事現在数の3分の2以上の出席がなければ議事を開き議決することができない。ただし、理事が、当該議事につき書面をもってあらかじめ意思を表示した場合は出席したものとみなす。

2 理事会の議事は、この定款に特段の定めがある場合を除くほか出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会の構成)

第21条 総会は、第5条第1項の正会員をもって組織する。

2 前項以外の会員は、総会に出席し、意見を述べることができる。

(総会の招集)

第22条 通常総会は、毎年1回、会長が招集する。

2 臨時総会は、理事会が必要と認めたとき会長が招集する。

3 前項のほか、正会員現在数の5分の1以上から会議に付議すべき事項を示して総会の招集を請求されたときは、会長はその請求があった日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

4 総会の招集は少なくとも総会開催日の7日前までに、その会議に付議すべき事項、日時及び場所を記載した書面をもって通知しなければならない。

(総会の議長)

第23条 総会の議長は、そのつど正会員の中から互選で定める。

(総会の議決事項)

第24条 総会は この定款に別に定めるもののほか、次の事項について議決する。

- (1) 事業計画及び収支予算についての事項
- (2) 事業報告及び収支決算についての事項
- (3) 財産目録、貸借対照表及び正味財産増減計算書についての事項
- (4) その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの

(総会の定足数及び議決)

第25条 総会は、正会員現在数の2分の1以上の出席がなければ、議事を開き、議決することができない。ただし、正会員が、当該議事につき書面をもってあらかじめ意思を表示した場合又は他の正会員を代理人として表決を委任した場合には出席したものとみなす。

2 総会の議事は、この定款に特段の定めがある場合を除くほか、出席正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(会員への通知)

第26条 総会の議事の要領及び議決した事項は、全会員へ通知する。

(議事録)

第27条 すべての会議には、議事録を作成し、議長及び当該会議において選任された当該会議構成員の代表2名以上が署名押印の上、これを保存する。

第6章 専門委員会

(専門委員会)

第28条 この法人は、第4条に定める事業を実施するために必要があるときは、理事会の議決を経て、理事会の諮問に応じ専門的事項について調査研究等を行う専門委員会をおくことができる。

2 委員は、理事会で選出し、会長が委嘱する。

3 その他、委員会に関し必要な事項は、理事会の議決を経て別に定める。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第29条 この法人の資産は、次のとおりとする。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 資産から生ずる収入
- (4) 事業に伴う収入
- (5) 寄付金品
- (6) その他の収入

(資産の種別)

第30条 この法人の資産を分けて基本財産と運用財産の2種とする。

2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録中 基本財産の部に記載された財産

(2) 基本財産とすることを指定して寄付された財産

(3) 理事会で基本財産に繰り入れることを議決した財産

3 運用財産は基本財産以外の資産とする。

(資産の管理)

第31条 この法人の資産は、会長が管理し、基本財産のうち現金は、理事会の議決を経て定期預金とする等確実な方法により、会長が保管する。

(基本財産の処分の制限)

第32条 基本財産は譲渡し、交換し、担保に供し、又は運用財産に繰り入れてはならない。ただし、この法人の事業遂行上やむを得ない理由があるときは、理事現在数及び正会員現在数の各々の3分の2以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の承認を受け、その一部に限りこれらの処分をすることができる。

(経費の支弁)

第33条 この法人の事業遂行に要する経費は、運用財産をもって支弁する。

(事業計画及び収支予算)

第34条 この法人の事業計画及びこれらに伴う収支予算は、会長が編成し理事会及び総会の議決を経て、毎事業年度開始前に文部科学大臣に届け出なければならない。事業計画及び収支予算を変更しようとする場合も同様とする。

(収支決算)

第35条 この法人の収支決算は、会長が作成し、財産目録、貸借対照表、事業報告書及び正味財産増減計算書並びに会員の異動状況書とともに、監事の意見を付け理事会及び総会の承認を受けて毎事業年度終了後3カ月以内に、文部科学大臣に報告しなければならない。

2 この法人の収支決算に収支差額があるときは、理事会の議決及び総会の承認を受けて、その一部もしくは全部を基本財産に編入し又は翌年度に繰り越すものとする。

(長期借入金)

第36条 この法人が借入れをしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事現在数及び正会員現在数の各々の3分の2以上の議決を経、かつ文部科学大臣の承認を受けなければならない。

(新たな義務の負担等)

第37条 第32条ただし書及び前条の規定に該当する場合並びに収支予算で定めるものを除くほか、この法人が新たな義務の負担又は権利の放棄を行おうとするときは理事会及び総会の議決を経なければならない。

(事業年度)

第38条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第39条 この定款は、理事現在数及び正会員現在数の各々の4分の3以上の議決を経、かつ文部科学大臣の認可を受けなければ変更することができない。

(解散)

第40条 この法人の解散は、理事現在数及び正会員現在数の各々の4分の3以上の議決を経、かつ文部科学大臣の許可を受けなければならない。

(残余財産の処分)

第41条 この法人の解散にともなう残余財産は理事現在数及び正会員現在数の各々の4分の3以上の議決を経、かつ文部科学大臣の許可を受けて、この法人の目的に類似する目的を有する公益法人に寄付するものとする。

第9章 評議員

(評議員)

第42条 この法人には、評議員14名以上18名以内をおく。

2 評議員は、正会員及び準会員のうちから総会でこれを選任する。

3 評議員には、第16条を準用する。この場合には、同条中「役員」とあるのは、「評議員」と読み替えるものとする。

4 評議員は、この法人の役員を兼ねることはできない。

(評議員の職務)

第43条 次に掲げる事項については、理事会においてあらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない。

(1) 事業計画および収支予算についての事項

(2) 事業報告および収支決算についての事項

(3) 基本財産についての事項

(4) 長期借入金についての事項

(5) 第1号、第3号及び前号に定めるものを除くほか、新たな義務の負担及び権利の放棄についての事項

(6) その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの

第44条 評議員は評議員会を組織し、この定款に定めるもののほか理事会の諮問に応じ、

会員に対し、必要と求める事項について助言する。

(評議員会の招集)

第45条 評議員会は、毎年2回会長が招集する。ただし、会長は必要と認めたときに、いつでもこれを招集することができる。

- 2 会長は、評議員現在数の2分の1以上から会議に付議すべき事項を示して評議員会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から30日以内に招集しなければならない。

(評議員会の開催通知)

第46条 評議員会には第22条第4項を準用する。この場合は、同条中「総会」とあるのは「評議員会」と読み替えるものとする。

(評議員会の議長等)

第47条 評議員会の議長及び副議長は、評議員会の互選で定め、その任期は、評議員会の任期中とする。

第10章 顧問

(顧問)

第48条 この法人は 顧問を3名以内で置くことができる。

- 2 顧問は、理事会の推薦を経て会長が委嘱し、任期は2年とする。
- 3 顧問は、この法人の業務について理事会の諮問に応じて意見を述べる。
- 4 顧問は、無報酬とする。

第11章 事務局

(事務局長及び事務局員)

第49条 この法人の事務を処理するため事務局長及びこれに必要な職員を置く。

- 2 事務局長、事務局次長及び事務職員は、理事会の議決を経て会長が任免する。
- 3 事務局長、事務局次長及び事務職員は有給とする。ただし、役員が事務局長を兼ねるときは無給とする。

第12章 補 則

(書類及び帳簿の備付等)

第50条 この法人の事務所に、次の書類及び帳簿を備えなければならない。

ただし、他の法令により、これらに代わる書類及び帳簿を備えたときは、この限りでない。

- (1) 定款
- (2) 正会員名簿

- (3) 役員及びその他の職員の名簿及び履歴書
 - (4) 財産目録
 - (5) 資産台帳及び負債台帳
 - (6) 収入支出に関する帳簿及び証拠書類
 - (7) 理事会及び総会の議事に関する書類
 - (8) 官公署往復書類
 - (9) 収支予算書及び事業計画書
 - (10) 収支計算書及び事業報告書
 - (11) 貸借対照表
 - (12) 正味財産増減計算書
 - (13) その他必要な書類及び帳簿
- 2 前項第1号から第5号までの書類、同項第7号の書類及び同項第9号から第12号までの書類は永年、同項第6号の帳簿及び書類は10年以上、同項第8号及び13号の書類及び帳簿は1年以上保存しなければならない。
- 3 第1項第1号、第2号、第4号及び第9号から第12号までの書類並びに役員名簿はこれを一般の閲覧に供するものとする。

(細 則)

第51条 この定款の施行についての細則は、理事会及び総会の議決を経て、別に定める。

附 則

- 1 この定款は、文部科学大臣の設立許可があった日(平成15年12月3日)から施行する。
- 2 第34条の規定にかかわらず、この法人の設立初年度の事業計画及び収支予算は、設立総会の定めるところによる。
- 3 第38条の規定にかかわらず、この法人設立当初の事業年度は、平成15年12月4日から平成16年3月31日までとする。
- 4 第13条の規定にかかわらず、この法人の設立当初の理事及び監事は次のとおりとし、その任期は平成17年3月31日までとする。

理 事(会 長)	八 田 英二
理 事(副会長・常務理事)	黒 木 保博
理 事(副会長)	大 橋 謙策
理 事(副会長)	古 川 孝順
理 事(副会長)	里 見 賢治
理 事	中 島 紀恵子
理 事	高 橋 重宏
理 事	土 師 壽三
理 事	和 田 敏明
理 事	小 林 光俊
理 事	米 本 秀仁
理 事	牧 野 忠康

理 事	高田 眞治
理 事	中谷 陽明
監 事	松村 正一
監 事	民秋 言

- 5 従来の日本社会事業学校連盟は、この法人の設立許可があったときに解散し、これに属した権利義務の一切は、この法人が継承する。